

中国子会社を円滑に運営するための解説書

実例で
わかる

中国進出企業の 税務・法務リスク 対策

[法制度から現地の商慣習まで]

築瀬正人 PwC税理士法人 趙雪巍 金誠同達法律事務所 共著

税務と法務の視点で

法制度から商慣習まで

実例をベースに

Q&A形式で解説



法制度と中国特有の
商慣習をふまえ、
リスクの場面ごとに
Q&A形式で詳解

中国子会社を
円滑に運営する
ための解説書

第一法規

A5判・400頁 定価：本体4,000円+税



第一法規

東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560
<http://www.daiichihoki.co.jp>

Tel. 0120-203-694
Fax. 0120-302-640

実例で
わかる

中国進出企業の税務・法務リスク対策

[法制度から現地の商慣習まで]

目次

第1編 税務リスク編

- 第1章 ライセンス契約
- 第2章 合併解消・撤退
- 第3章 中国子会社取引
- 第4章 中国源泉課税
- 第5章 中国PE課税
- 第6章 出向者・出張者の個人所得税
- 第7章 中国増値税
- 第8章 納税者不利の税務問題
- 第9章 SAT編集事例を参考にした税務問題
- 第10章 SAT公表事例を参考にした税務問題

第2編 法務リスク編

- 第1章 独占禁止法
- 第2章 商業賄賂(贈収賄規制違反)
- 第3章 土地および工場の問題
- 第4章 労務問題
- 第5章 環境保護規制
- 第6章 コーポレートガバナンス
- 第7章 製品品質・製造の問題
- 第8章 債権回収
- 第9章 商業秘密保護
- 第10章 個人情報の取扱い
- 第11章 国家安全に関するリスク

第6章

出向者・出張者の個人所得税の問題

Q1 出張と出向に関わる中国個人所得税の取扱い

- ※ 中国国内に住所を有さない個人が稼得する給与所得の納税義務に関する通達(1994年国税発148号)
- ※ 中国国内に住所を有さない個人の「中国における5年の滞在期間」の計算方法に関する通達(1995年国税字59号)

Q 通信機器製造業を営む弊社は、中国に通信機器部品製造販売の合弁子会社を2017年7月に設立しました。当該合弁相手方の技術力評価および現物出資予定の機械設備機器評価に関する現地調査の実施、財務調査への同行、ならびに中国側との合弁交渉を担ってきたA氏を合弁会社の総経理として2017年8月より派遣(出向)することとしました。A氏の合弁交渉等に関する出向前の2017年中国滞在期間は概ね50日間となっています。

A氏に係る中国個人所得税申告のための税務登記に際してパスポートの全頁コピーを提出したところ、所管地方税務局より、出向前の出張期間についても申告納税するように指摘されました。A氏の2017年度出張滞在期間は183日以下の50日程度であるにもかかわらず、申告納税が必要なのでしょうか。そもそも、出張と出向に関して中国個人所得税の取扱いはどのようになっているのでしょうか。ご教示ください。

A 短期滞在者免状規定の中国滞在期間183日は、滞在目的が出張であるか

105

第1編 税務リスク編

出向であるかを問いませんので、両者を日を超えれば、出張期間を含め課税対象なお、両者ともに中国源泉所得が課税される税額計算は非居住者として按分課税額計算は非永住居住者として按分課税は、また、中国個人所得税を企業が手取保には、当該補填税金は給与所得として

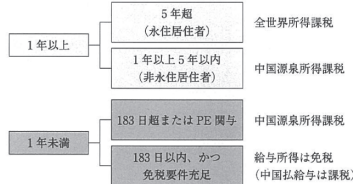
解説

1 中国滞在期間と課税範囲の関係

中国滞在期間及び滞在目的による中国に分類されます。

- ① 非居住者：183日免状ルール適用
 - ② 非居住者：183日免状ルール適用
 - ③ 非永住・居住者：中国国内源泉所得
 - ④ 永住・居住者：全世界所得課税
- すなわち、基本的に出向者・出張者は、一年以上5年以下の滞在者を非永住・居住者と分類されます。

▶中国滞在期間



106

詳細・お申し込みはコチラ
 <クレジットカードでもお支払いいただけます>



第一法規

検索

CLICK!